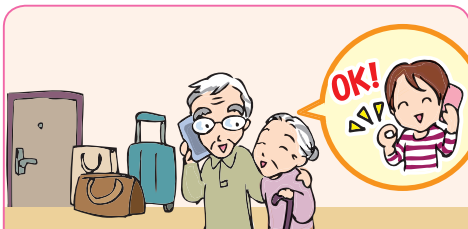


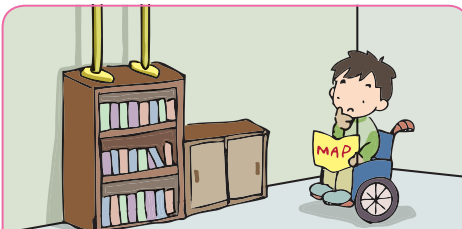
～障がいのある方・介助が必要な高齢の方へ～ 日頃からの災害時の備えについて

地震や台風などの災害に対しては、自ら取り組む「自助の備え」
地域で協力して取り組む「共助の備え」
行政が取り組む「公助の備え」の3つが大切です。

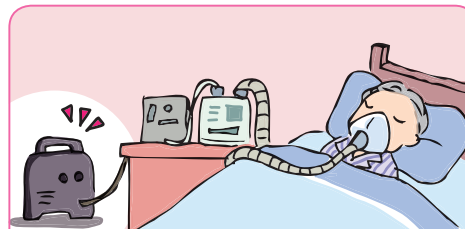
～自助の備えの例～



避難場所まで荷物を持って歩いて行くのは難儀だな。娘に迎えに来てもらって娘の家に避難できるように、連絡を取っておこう！

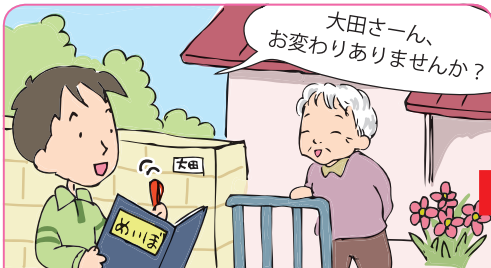


使える障害福祉サービス、避難場所までの経路、移動方法などをあらかじめ調べておこう！家で過ごすことも考えて、家具が倒れないように補強してもらおう！



いつも人工呼吸器を使っているので、災害が起きたときの停電が怖いなあ。充電ができるよう発電機を準備しておこう！

～共助の備えの例～



ご近所とはいつも連絡を取り合っていますか？

「避難行動要支援者名簿」を活用した 地域での見守り活動

区は、災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方を対象に「避難行動要支援者名簿」の登録をお勧めしています。この名簿は、災害時の安否確認や避難支援での活用はもちろん、日ごろからの地域の見守り活動などに役立っています。

※詳細は下記担当までお問い合わせください。

～公助の備えの例～

自助・共助の備えができない重い障がいのある方や要介護度の高い高齢者など、学校で避難生活を送ることが極めて難しい方のための避難場所として、「福祉避難所」が区内の障がい者施設や高齢者施設に開設されます。

開設施設は、建物の被害状況や浸水の危険性などに応じて決められます。

※福祉避難所を開設する際には、区のホームページ等でお知らせします。

【福祉避難所へ避難する際のお願い】

- ①まずは、お近くの学校に避難し、どうしても避難生活を送ることが難しい場合には福祉避難所へ移動します。
- ②障がいのある方、介助が必要な高齢の方など配慮を要する方1名につき、介助者1名で避難してください。
- ③避難する方が避難生活を送るうえで必要なものは持参してください。

避難所は、避難できる人数には限りがあり、必ずしも落ち着いた避難生活を送れるわけではありません。
まずは、自助の備え、共助の備えについて、日頃から考えましょう。

担当：大田区福祉部福祉管理課調整担当 ☎ 5744 - 1721 / FAX 5744 - 1520

令和2年8月発行